

消防予第371号
平成23年9月30日

各都道府県知事
各政令指定都市市長 } 殿

消防庁長官

住宅用火災警報器の設置対策について

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）については、平成16年の消防法改正により、既存住宅を含めた全ての住宅を対象として設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、平成23年6月までに全国全ての市町村において施行されました。

これまでも、住警器の設置推進については、平成20年12月17日に「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等のあらゆる主体が総力を結集して国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、普及を図ってきたところですが、その結果、本年6月時点での全国における推計設置率は約7割となったところです。

今後は、住警器を未だ設置していない約3割の世帯に対し、消防法令遵守の観点から早期の設置を強く促すため、消防機関が中心となって、今まで実施してきた協力体制を継続しつつ、地域社会における働きかけの強化を図るほか、奏功事例等の積極的な周知を実施するとともに、既に設置している世帯については適切な維持管理を周知することが重要な課題です。このため、「住宅用火災警報器設置対策会議」（別添1及び2を参照）を平成23年9月7日に設置し、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」（以下「基本方針」という。）（別添3及び4を参照）を決定しました。

よって、基本方針に基づき住警器の設置対策に係る各種施策を強力に推進し、引き続き全国的な運動として展開して参りたいと考えますので、よろしくお願ひします。

また、貴都道府県管内の市町村に対しても、この旨周知頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

<連絡先>
消防庁予防課 滝、児玉、石倉
電話：03-5253-7523
E-mail:t2.ishikura@soumu.go.jp

住宅用火災警報器設置対策会議開催要綱

(開 催)

第 1 条 消防法により設置が義務づけられた住宅用火災警報器（以下、「住警器」という。）を設置していない世帯に対し、法令遵守を徹底し、もって住宅火災による死者の低減を図るため、住宅用火災警報器設置対策会議（以下、「対策会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第 2 条 対策会議は、住警器の設置対策に係る基本方針を決定し、関係団体が実施する第一号から第三号に掲げる事項に関する事業の年次計画及び第四号から第七号に掲げる事項について協議する。

- 一 住警器の設置広報等に関すること。
- 二 住警器の未設置世帯に対する働きかけに資する地域活動の展開方策に関すること。
- 三 住警器の適切な維持管理の推進に関すること。
- 四 対策会議の各構成団体が行う施策の連絡調整に関すること。
- 五 住警器の設置対策に係る財政に関すること。
- 六 住警器の設置状況の把握に関すること。
- 七 その他住警器の設置対策に必要な事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 対策会議は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員及び関係団体の代表者等から消防庁長官が委嘱する。
- 3 対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 住警器の設置対策に関して特に必要がある場合、対策会議に専門部会を置くことができる。

(委員の責務)

第 4 条 委員は、消防法により義務づけられた住警器の設置の重要性を認識し、対策会議が決定する基本方針の促進に資する施策の立案、事業の実施等に積極的に参画協力するとともに、自らが所属し又は関係を有する機関、団体等に対して、協力を要請するよう努めるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、消防庁予防課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月7日から実施する。

住宅用火災警報器設置対策会議委員名簿

会 長	菅原 進一	東京理科大学大学院教授
副会長	秋本 敏文	(財) 日本消防協会理事長
		兼 (財) 日本防火協会会長
委 員	伊藤 廉	(財) 日本防火・危機管理促進協会理事長
委 員	川本 正一郎	国土交通省住宅局長
委 員	北村 吉男	全国消防長会会長 (東京消防庁総監)
委 員	久保 信保	消防庁長官
委 員	小出 由美子	日本放送協会視聴者事業局
		サービス開発部専任部長
委 員	小林 輝幸	日本消防検定協会理事長
委 員	重盛 徹志	ガス警報器工業会会長
委 員	鈴木 政子	静岡県女性防火クラブ連絡協議会会長
委 員	田中 公明	毎日新聞東京本社
		毎日フォーラム室次長 社会部編集委員
委 員	田上 征	一般社団法人日本火災報知機工業会会長
委 員	三好 修	(財) 日本賃貸住宅管理協会会長
委 員	村田 勝彦	(社) 日本損害保険協会常務理事

(以上、委員五十音順、敬称略)

住宅用火災警報器設置対策基本方針

平成 23 年 9 月 7 日

住宅用火災警報器設置対策会議決定

1 趣旨

我が国の住宅火災における死者数は、平成 15 年に 1,000 人を超え、このうち 65 歳以上の高齢者が占める割合は約 6 割と高く、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念された。

このため、平成 16 年の消防法改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器等（以下「住警器」という。）の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、平成 23 年 6 月までに全国全ての市町村において施行された。

しかしながら、平成 23 年 6 月時点の推計では、住警器を未だ設置していない世帯は約 3 割にのぼり、地域によっては住警器の設置率が約 50%程度にとどまっているのが現状である。

住警器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成 18 年以降減少を続けているなど一定の効果が現れている。

したがって、住宅火災による被害のさらなる軽減を図るためにも、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住警器を未だ設置していない世帯への働きかけを進め、法令遵守を徹底する必要がある。

加えて、住警器を設置した住宅に対しては、適切な維持管理を行ってもらうこと等により、その設置の定着を図る必要がある。

2 基本方針

(1) 住警器の未設置世帯に対する働きかけの強化

① 地域社会における働きかけ

住宅火災による被害のさらなる軽減を図るためにも、住警器の未設置世帯に対しては、消防法令に従い、早期に住警器を設置することを強く働きかける必要がある。

その際には、消防署又は消防本部に加えて、これまでも住警器の設置促進に多大な貢献を果たしてきた消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域社会に密着した推進主体（地域コミュニティ）が引き続き一体となって、住警器の設置を働きかけていくことを基本とする。

② 全国的な働きかけの展開

全国・地域レベルのそれぞれの段階においても、消防防災や住宅関係者のみならず、自治会、福祉・教育関係者、マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対して、住警器の未設置世帯に対する働きかけを求めるなど、住警器の設置義務を社会全体の課題として徹底する必要がある。

(2) 住警器の奏功事例等の積極的な周知

住警器の未設置世帯に対して住警器の設置を働きかけていくためには、住警器を設置した住宅において火災による被害を軽減することができた具体の奏功事例をPRすることにより、住警器の設置の必要性を幅広く認識してもらうことが重要である。

そのため、住警器による具体の奏功事例について地域社会に密着した推進主体等を通じて収集を図り積極的に広報するほか、各地域において住宅火災が発生した際に消防長又は消防署長による火災原因調査で住警器の設置状況及び作動状況を把握し、住警器の設置が火災被害の軽減につながったことなどをマスメディア等に対し情報提供するなど、住警器の奏功事例等の積極的な周知を図る。

また、住警器の設置を働きかける先進的な取り組みを全国的に広く周知する。

(3) 住警器の維持管理に関する広報の強化

住警器を設置した住宅に対しては、住警器の維持管理について適切な情報提供を行うことにより、住警器の設置の確実な定着を図ることも、今後の重要な課題である。

特に、電池切れ警報や誤発報等により設置していた住警器を取り外してしまう等の事例が想定されることから、こうした事例を防ぐため、定期的に動作確認を行うなど、適切な維持管理の方法についても広報の強化を図る。

住宅用火災警報器設置対策基本方針の概要

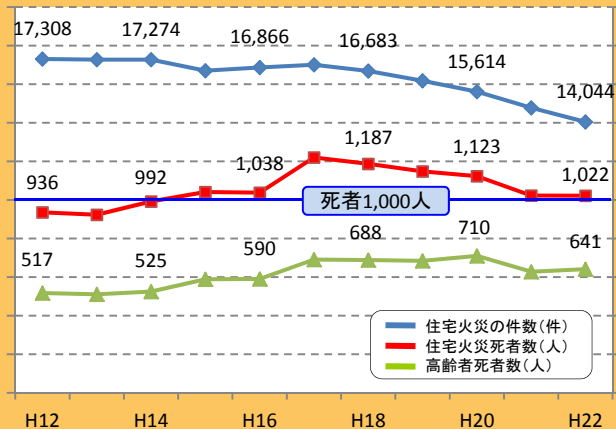
(平成23年9月7日 住宅用火災警報器設置対策会議決定)

1 本方針の背景

●住宅火災による死者

・死者数は1,000人を超える高水準
(建物火災の約9割)

・死者の約6割が65歳以上の高齢者



⇒ 死者数、火災件数は徐々に減少しているものの、被害のさらなる軽減を図るために働きかけを進める必要がある。

●住宅用火災警報器設置の義務化

・平成16年消防法改正により全住宅の寝室等に設置が義務化
⇒ 平成23年6月に全国的に義務化の時期を迎えた。

●住宅用火災警報器の普及状況

・平成23年6月時点での推計結果

H22年までに義務化	75.6%
H23年義務化	66.5%
全体	71.1%

⇒ 未だ設置していない世帯が約3割



住宅用火災警報器の早期設置と維持管理を徹底するため、今までの推進組織を対策組織に変え継続して啓発を図る。

2 基本方針

●基本的な考え方

(1) 住警器の未設置世帯に対する働きかけの強化

⇒ マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対して未設置世帯に対する働きかけを求めるなど、設置義務を社会全体の課題として徹底する必要がある。

(2) 住警器の奏功事例等の積極的な周知

⇒ 各地域で住宅火災が発生した場合に、火災原因調査で住警器の設置状況及び作動状況を把握し、奏功事例を、マスメディア等に対し情報提供を行う。

(3) 住警器の維持管理に関する広報の強化

⇒ 定期的な動作確認、適切な維持管理の方法について、広報の強化を図る。

●住警器の設置、維持管理周知を強力に進めるための体制整備

⇒ これまで住警器の設置促進に多大な貢献を果たしてきた消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域社会に密着した推進主体(地域コミュニティ)が引き続き一体となって働きかけを行う。

